

「地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業」

環境省

地域における地球温暖化対策の推進を図る活動の促進

環境大臣による地球温暖化防止活動の促進
(温対法第27条)

全国地球温暖化防止活動推進センター(※1)

◆温対法第25条に基づく事業

- ①地球温暖化対策等についての2以上の都道府県の区域における広報・啓発活動
- ②日常生活に関するGHG排出実態・抑制方策の調査研究
- ③温暖化に関する調査研究、情報収集・分析・提供
- ④日常生活においてGHGが排出される製品等の排出量の情報収集・提供
- ⑤地域センター事業の連絡調整、同センター従事者への研修、指導、援助

※1 温対法第25条に基づき平成22年10月に環境大臣が指定



地域地球温暖化防止活動推進センター(※2)

◆温対法第24条に基づく事業

- ①地球温暖化対策等についての広報・啓発活動、推進員等の活動の支援
- ②日常生活に関するGHG排出抑制措置についての相談対応、助言
- ③前号の相談の実情に即し、GHG排出実態調査、情報収集・分析
- ④前号分析結果の情報提供
- ⑤地方公共団体実行計画達成のため、自治体が行う施策への協力

※2 温対法第24条に基づき都道府県知事等が指定
平成24年12月現在で全国54センターが指定済

